

## 滋賀県からのお知らせ

### 特定施設新築等工事届出書を提出いただいた方へ

だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に基づく

## 適合証交付制度をご存じですか？

### はじめに

滋賀県では、お年寄りや障害がある方をはじめだれにとっても安全で快適な生活環境の整備を進めるため、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例（以下「条例」といいます。）」に基づいて、県民や事業者のみなさんのご理解とご協力を得ながら、ともに福祉のまちづくりに取り組んでいます。特に、多くの方が利用される店舗や公共交通機関などの施設については、だれもが円滑に利用できるようにするための基準を設けて、施設を設置しようとされる方に基準を守っていただくようお願いしているところです。

### 「適合証」とは？

この条例に基づく基準に適合するように整備された施設に対して、基準に適合していることを示すマークである「適合証」を施設の設置者または管理者の方にお渡しする制度を設けています。この「適合証」は、施設の入り口などに掲示していただき、だれもが利用しやすい施設であることを広くお知らせすることによって、福祉のまちづくりの理念やこうした施設の整備を社会に広げていくとともに、お年寄りや障害がある方をはじめとした利用者の外出や施設利用を容易にするための一助としていただくことを目的としています。

### 交付の手続きは？

適合証の交付を希望される場合は、まず、届出書を提出された市または町の担当窓口へ「適合証交付請求書」を提出していただき、市または町から現地確認等を受けて下さい。詳しいことは、下記の市または町の担当窓口あるいは県担当課までお問い合わせ下さい。

### お願い

だれにとっても安全で快適な生活環境の整備を進めるため、貴施設の整備におかれても、条例に基づく基準を守っていただきますとともに、ぜひ、適合証の交付制度をご活用いただきますようお願いいたします。

### お問い合わせ先

#### ○適合証の交付請求に関すること

届出書を提出された市または町の担当窓口

#### ○条例全般に関すること

滋賀県健康福祉政策課 企画調整担当

TEL 077-528-3512（直通）

FAX 077-528-4850

E-mail ea0001@pref.shiga.lg.jp（半角小文字）

滋賀県土木交通部建築課 建築指導室 住まいの安全対策担当

TEL 077-528-4262（直通）

FAX 077-528-4912

E-mail hb0101@pref.shiga.lg.jp（半角小文字）